

住宅用火災警報器の設置義務化から10年を過ぎています！

住宅用火災警報器を 設置してください！

◇住宅用火災警報器の設置場所◇



住宅用火災警報器が、
「寝室」や「階段」(*)
に設置してあるか確認
しよう！ (煙式)



消太くん

(※) 寝室が2階以上の階にある場合は、階段にも設置が必要です。

台所には熱式の設置を推奨しています。

※火災による死者の約7割は、住宅火災によるものです。

住宅火災の件数は、総出火件数の3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数の約7割を占めています。

そういった近年の住宅火災による死者数をより減少させるために、住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

住宅用火災警報器を設置して、あなたと家族の命を守りましょう！

○住宅用火災警報器の維持管理について○

★住宅用火災警報器の点検は定期的に★

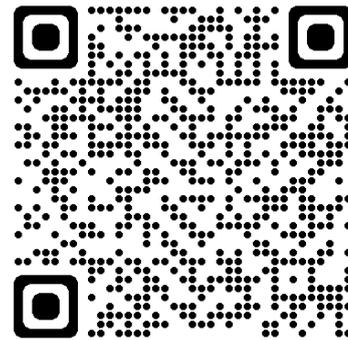
ご家庭に設置している住宅用火災警報器は点検されていますか？

住宅火災から大切なご家族を守るために住宅用火災警報器は大切な役割を果たしています。いざという時に正常に機能するように、定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行いましょう！！



★住宅用火災警報器の交換の目安は10年★

住宅用火災警報器は古くなると、電池切れや機器不良によって正常に動かないことがあります。正常に動かない住宅用火災警報器については交換し、家族や自分の命を守りましょう！！



「10年たったらとりカエル。」
ホームページ (QRコード)

★取付支援のご案内★

- 「住宅用火災警報器の購入の仕方がわからない。」
- 「購入したけど、どこに付けたらいいかわからない。」
- 「天井に取り付けたいけど、高くて取り付けられない。」

など、住宅用火災警報器の取り付けに関してお困りの方は、
宇部・山陽小野田消防局予防課 【☎0836-21-7599】 まで
お気軽にお問合せください。

○住宅用火災警報器に関する問い合わせ先○

宇部市港町二丁目3番30号

宇部・山陽小野田消防局予防課

【電話番号：0836-21-7599】